

介護保険料の納入がはじまります

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料については、4月から9月までの半年間、徴収を猶予していますが、10月から納入していただくこととなります。

保険料の額は

保険料の額は、次のとおり所得に応じて5段階に分かれています。

ただし、平成13年9月までの1年間は本来の保険料の半額を、平成13年10月からは本来の保険料を納入していただくようになります。

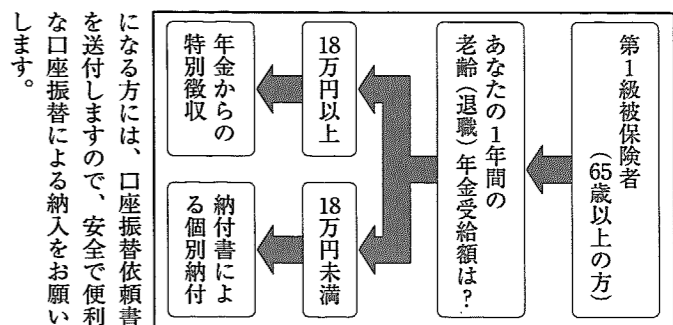
年金の種類及び受給額により、納入の方法は異なります。

老齢・退職年金を受給している、受給額が年額18万円以上の方は、年金からの

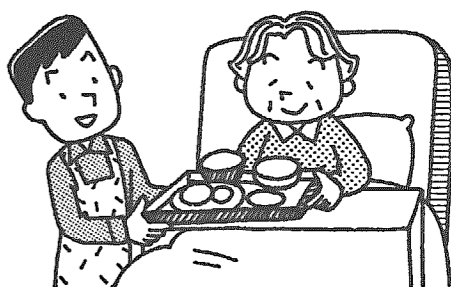
介護保険料の納入方法が年金からの特別徴収(天引き)以外

介護保険料は

口座振替で



◎介護保険料に関するお問い合わせは、町民税課管理徴収係まで
☎385-2111



●第1号被保険者の介護保険料(年額)

所得段階	対象となる方	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1段階	・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受けている方	4,680円	14,040円	18,720円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	7,020円	21,060円	28,080円
第3段階	本人が町民税非課税の方(世帯の中に町民税課税の方が一人でもいる場合)	9,360円	28,080円	37,440円
第4段階	本人が町民税課税で合計所得が250万円未満の方	11,700円	35,100円	46,800円
第5段階	本人が町民税課税で合計所得が250万円以上の方	14,040円	42,120円	56,160円

●第1号被保険者の介護保険料(平成12年度)

所得段階	12年度の保険料(年額)	第1期(10月納期分)	第2期(12月納期分)	第3期(2月納期分)
第1段階	4,680円	1,680円	1,500円	1,500円
第2段階	7,020円	2,420円	2,300円	2,300円
第3段階	9,360円	3,160円	3,100円	3,100円
第4段階	11,700円	3,900円	3,900円	3,900円
第5段階	14,040円	4,840円	4,600円	4,600円

介護保険の標準負担額 該当者は減額されます

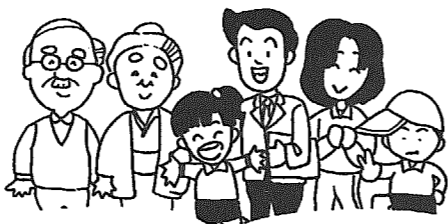
今年4月1日より介護保険制度がスタートしました。

介護保険の認定を受け、介護保険施設【特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養施設(病院)】に入院・入所されている方で、次に該当していると思われる方は、標準負担額(入院・入所時に掛かる食費等)が減額されますので、申請をしてください。

- 介護保険施設に入院・入所されている方で、
- 世帯全員が町民税非課税の方
 - 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方

◎お問い合わせ・申請先
介護サービス等に関する相談等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
健康推進課 介護福祉係
☎385-2111

国民健康保険



加入するとき

1. 他市町村から転入した時。
2. 職場の健康保険などをやめた時。
3. 子どもが生まれた時。
4. 生活保護を受けなくなった時。

やめるとき

1. 他市町村へ転出した時。
2. 職場の健康保険などへ入った時。
3. 死亡した時。
4. 生活保護を受けた時。

届け出は14日以内に

ホームヘルパー3級課程 養成研修会開催

三市中浦四町社会福祉協議会 広域事業等推進委員会事業の一環として、ホームヘルパー3級課程の養成研修会を開催します。

- ▼募集期間 8月1日、8月21日(必着)
- ▼募集定員 70名
- ▼参加費 7,000円 (応募者多数の場合は抽選)
- ▼研修期間 9月12日、13日、20日、26日、27日、29日、10月3日、及び実習1、2日間あり(後日決定)

- ▼研修会場 新津市保健福祉センター
- ▼応募方法 往復はがきの往信裏面に、住所、氏名、生年月日、電話番号を、返信表面に住所、氏名を記入の上、次のところへお申し込みください。
- ▼申込・問い合わせ先 ☎950-0208
- 横越町中央1丁目1番2号 横越町老人福祉センター内 横越町社会福祉協議会 ホームヘルパー養成研修会係 ☎385-4321



退職者医療制度を受けられる人

長い間、会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている

69歳以下の人とその扶養者。

- ① 国民健康保険に加入している人
- ② 老人保険法の適用を受けていない人
- ③ 厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
- ④ 退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

年金受給権が発生した日から適用。

- お医者さんにかかるときの一部負担金

退職者被保険者本人	入院・通院とも2割
扶養家族	入院は医療費の2割 通院は医療費の3割

介護支援 実務研修受講試験 専門員

- ▼日 時 11月12日(日) 午前10時～正午
- ▼会場 上下地域に設置した会場
- ▼受験資格 保健・福祉・医療に関する国家資格等を持ち、その業務で5年以上の従事経験が必要です。
- ▼願書配付 8月10日(木)～9月20日(水)
- ▼受験申込・問い合わせ 9月1日(金)から9月20日(水)(当日消印有効)までの期間に、郵送または持参でお申し込みください。
- 〒950-8570 新潟県庁 高齢福祉保健課 介護保険室 ☎285-5511(代)